

令和8年度 就学奨励費のしおり

※ 以下の内容は令和8年度暫定版です。
今後、国の制度等改正により支給経費等に変更が生じる場合があります。

1	就学奨励費の申請・支給に必要となる書類	1 頁
2	世帯員等の考え方について	3 頁
3	学用品・通学用品購入費等の受給について	4 頁
4	資料1 根拠法令	7 頁
5	資料2 身体障害者手帳・愛の手帳	13 頁

東京都立品川特別支援学校

1 就学奨励費の申請・支給に必要な書類

(1) 申請に必要な書類

1	就学奨励費の受給にかかる届出書	全員
辞退する場合も含め、 全員提出 してください。 ※網掛け部分を変更する場合は、別途書類が必要なため経営企画室に御連絡ください。		
2	交通調書	小学部4年生の該当者のみ ※入学時、小学部4年次提出
通学費の受給を希望する場合は提出してください。 ※小学部4年生で、昨年度に通学費を受給していた方のみ書類をお渡します。 今年度から通学費の受給を希望される方は経営企画室に御連絡ください。 ※受給選択欄で「ウ」を選択した場合は提出不要です。 ※スクールバスなどのみの通学、徒歩通学など、交通費のかからない場合は提出不要です。 ※小学部4年生以外で、昨年度に通学費を受給していて、今年度通学方法等に変更がある場合は経営企画室に御連絡ください。		

※1、2以外に追加で書類確認が必要な方には個別に御連絡いたします。

(2) 所得確認書類について

世帯の収入状況の確認のために①マイナンバーを前年度以前に提出する場合と、②マイナンバーを提出しない場合（課税証明書等を提出する場合）で異なります。

なお、前年度「ア」を選択し、課税証明書等を提出しなかった方は、マイナンバーを前年度以前に提出済みです。

① マイナンバーを前年度以前に提出した場合

所得確認書類の提出は不要です。

ただし、以下に該当する場合は追加で書類が必要になりますので、今回ご提出いただく就学奨励費の受給にかかる届出書の内容を確認後、別途御連絡いたします。

- ・新たに18歳以上の世帯員が増えた場合
→その方のマイナンバーの提出が必要になります。

② マイナンバーを提出しない場合（課税証明書等を提出する場合）

【提出書類】

税法上の被扶養者として認定されている方以外の全ての方について証明書の提出が必要になります。

	生活保護受給証明書	課税(非課税)証明書等 ※4	算定免除願 ※3
生活保護を受給している場合※1	○	-	-
住民税が非課税の場合	-	○	-
給与所得がある場合	-	○	△
年金を受給している場合	-	○	△
控除対象配偶者・被扶養者※2	-	△	-
その他	-	○	△

※1 生活保護世帯で家族に所得者がいる場合は、経営企画室に申し出てください。

※2 世帯主の課税証明書により控除対象配偶者又は被扶養者であることが確認できる場合は提出を省略することができます。

※3 算定免除願は、該当する世帯員がいる場合、経営企画室に申し出た上で紙の申請書を受け取り申請してください。世帯員に該当する者、算定から免除できる者等については、P. 3「世帯員等の考え方について」を参照してください。

※4 課税証明書等の取扱いは以下を参照してください。

【課税証明書等について】

ア 就学奨励費の認定に当たっては、前年の所得（令和7年1月から令和8年12月まで）を基準に算定します。前年の所得を公的に証明するものとして、今後、次のいずれかを提出していただきます（いずれも原本、コピー不可）。

（ア）令和8年度 課税（非課税）証明書

（イ）令和8年度 特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書

※イは、住民税を給与控除（天引き）している方のみ、勤務先から配布されます。

イ 提出を必要としない世帯

（ア）生活保護受給証明書（今年度又は前年度）を既に提出している方

（イ）施設等で措置となっている児童・生徒

（ウ）「申請書」の「受給等選択欄」においてイ又はウを選択している方

ウ 令和8年度の課税（非課税）証明書（令和7年の所得証明）が区役所窓口で交付可能になるのは、例年5月中旬（給与所得のみの方）又は6月上旬（確定申告をした方）以降です。それ以前に窓口に行っても、交付されるのは前年度の課税（非課税）証明書（令和6年の所得証明）になりますので、御注意ください。

【提出期限】 5月中旬以降お知らせします。

世帯員等の考え方について

世帯員に該当する者

- 申請書に記載する世帯員は、以下アからエまでのいずれかに該当する者全員です。
- 世帯の収入額、需要額の算定に必要なため、漏れが無いように記載してください。

	要件	例
ア	住民票上、児童・生徒と同一世帯で登録されている者	父、母、兄、姉 など
イ	住民票上は別世帯であるが、同じ家屋の下で同居し、かつ同一の生計を営んでいる者	同居する祖父母 など
ウ	勤務、就学、療養等の都合上別世帯となっている親族で、生活費や学資金等の送金が継続して行われている者	単身赴任している父、 大学生で一人暮らししている兄姉 など
エ	児童・生徒の親権者、後見人その他主たる扶養者・監護者で、生活費等の負担関係にある者	後見人 など

世帯員から免除できる者

- 上記の世帯員のうち、世帯員から免除ができる者は以下のとおりです。
- 免除する場合は、「算定免除願」を提出してください。
- 申請書への記載、所得確認書類の提出は不要です。

	免除事由	所得確認書類	算定免除願	その他提出書類
1	住民票上同一世帯であるが、独立して生活を営んでおり、生計扶助関係が全くない者	不要	要	光熱水費等を別に支払っていることがわかる証明書
2	生徒の親権者であるが、離婚を目的とした別居中であり、生計扶助関係が全くない者	不要	要	
3	生徒の親権者であるが、行方不明の状況であり、生計扶助関係が全くない者	不要	要	
4	現在同居しているが、日常の食生活（調理者・調理場所）が別で、光熱水費（相当額）も別に支払っている者	不要	要	光熱水費等を別に支払っていることがわかる証明書

所得の算定から免除できる

- 上記の世帯員のうち、収入額の算定から免除ができる者は以下のとおりです。
- 免除する場合は、以下の表にに応じて必要書類を提出してください。
- 申請書には世帯員として記載した上で、「算定免除」欄に○を付けてください。

	免除事由	所得確認書類	算定免除願	その他提出書類
1	18歳以上であって、税法（所得税法又は地方税法）上の被扶養者及び控除対象配偶者	要※	不要	
2	18歳未満の者	不要	不要	
3	税法上の事業専従者（白色申告）	不要	不要	白色申告者の課税証明書
4	世帯員認定免除者	不要	要	
5	現在長期療養中であり、年度末まで所得を得る見込みがない者	不要	要	医師の診断書
6	民生委員から、現在生活が困窮している旨の調査書が発行され、近い将来生活保護費の受給を申請する意思がある場合	不要	要	民生委員の調査書
7	離婚等により、保護者等が変わるが、今年度末までの間に所得を得る見込みがない場合	不要	要	現在生徒を扶養していることがわかる証明書等（住民票、戸籍謄本等）

※扶養者の課税証明書が提出されている場合は、被扶養者及び控除対象配偶者の所得確認書類とみなします。

所得に関するチェックリスト欄について

小規模企業共済等掛金控除、雑損

- 所得控除において、「小規模企業共済等掛金控除」「雑損控除」を受けている場合は、就学奨励費の所得額の算定においても所得控除します。

小規模企業共済等掛金控除の対象 (令和7年中に、以下のいずれかの掛金を支払っている場合に該当)	
1	小規模企業共済法の規程によって独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金
2	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
3	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金〔東京都心身障害者扶養共済制度（東京都保健局が実施）〕

雑損控除の対象

災害または盗難もしくは横領によって、雑損控除の対象になる資産について損害を受けた場合
--

- 課税証明書等を利用して所得確認を行う場合、小規模企業共済等掛金及び雑損の情報を確認するため、控除額を証明する書類を提出してください

小規模企業共済等掛金控除額の証明書類（以下のいずれか）	備考
1 令和8年度（令和7年所得分）課税証明書 ※小規模企業共済等掛金控除額が記載されている自治体の場合	交付時期については、例年6月上旬以降 (提出時期についても6月上旬以降になります。)
2 令和7年分 源泉徴収票の写し	
3 令和7年小規模企業共済等掛金控除額証明書	

雑損控除の証明書類	備考
令和7年分確定申告書の控え	修正申告を行っている場合は、令和7年分修正申告書の控えを提出してください。

3 学用品・通学用品購入費等の受給について

※ 以下の内容は令和8年度暫定版です。
 今後、国の制度等改正により支給経費及び支給限度額等に変更が生じる場合があります。

保護者等が購入した物品について、下記の費用が支給対象となっています。
 それぞれ申請書を提出していただいたものについて、限度額までの支給となります。

- ① 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（新入生のみ）
- ② 学用品・通学用品購入費

※ 支給対象となる学部・学年、対象となる物品、支給限度額など決まっていますので、申請書及び記入例をよく読んで記入してください。

特に、品目については、レシートに書かれている購入品名を記入するのではなく、申請書の裏面に記載されている品目の中から該当するものを選んで記載するようになっていますのでご注意ください。なお、申請書の裏面に記載されている品目に該当するもののみが支給対象となりますのでご注意ください。

※ 申請書の提出期日については、各学校の経営企画室から通知いたします。
 提出期限を過ぎてしまうと、申請できませんのでご注意ください。

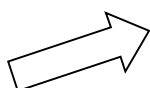
	第1回定例払分（7月支給）	第2回定例払分（12月支給）	第3回定例払分（3月支給）
購入対象日	4 / 1～6 / 30購入分 ①は原則 2 / 1～6 / 30	7 / 1～11 / 30購入分	12 / 1～3 / ●購入分
提出対象経費	①、②	②	②
提出時期	7月上旬	12月上旬	3月上旬

※ 学校から申請書の配布があるまで、購入した学用品等の領収書・レシート等をご家庭での保管をお願いいたします。

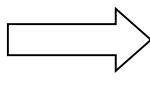
※ 領収書・レシート等がない場合は各学校の経営企画室までご相談ください。

支給額の実例

学用品購入費で
 10,000円の
 申請書を提出
 した場合・・・



I 段階の方
 10,000円



II 段階の方
 5,000円



III 段階の方
 支給されません

別表1

支給の対象となる品目一覧
(新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費)

分類	学用品系		通学用品系	
	品目	用途	品目	用途
衣類	体育用衣類・体育帽	体育（教科）用	指定がない場合の衣類（下着・靴下を含む）	通学用・校内着
	水着・水泳帽	体育（教科）用	制服・標準服	通学用
	作業衣	実習（作業等）用	レインコート	通学用
	軍手・帽子	実習（作業等）用	帽子・手袋・マフラー・耳あてなど	通学用
	雨具	実習（作業等）用	マスク・ゴーグル	通学・校内用
履物	体育用ズック靴	体育（教科）用	上履き	校内で使用
	作業靴・ゴム長靴	実習（作業等）用	通学用靴・雨靴	通学用
その他	筆記用具（鉛筆・消しゴム・筆箱・定規など）	授業（教科）用	ランドセル・かばん・リュック・靴袋	通学用
	手芸・裁縫用品など	授業（教科）用	雨傘	通学用
	エプロン・スマック	授業（教科）用	定期入れ・財布	通学用
	辞典類（電子辞書含む）	授業（教科）用	歯磨き用品	校内で使用
	練習帳・ドリル	授業（教科）用	タオル・ハンカチ	校内で使用
	ノート・ファイル	授業（教科）用	ちり紙	校内で使用
	ゴーグル・バスタオル	授業（水泳）用	水筒	校内で使用
	そろばん・電卓	授業（教科）用	防災頭巾・防災ヘルメット	校内で使用
	工作用品・美術用品	授業（教科）用	時計	校内で使用
	工具箱	授業（教科）用	名前シール・ワッペン	校内で使用
	楽器（鍵盤ハーモニカ・リコーダーなど）	授業（教科）用	白杖	校内で使用
	点字盤・点筆・点字用紙	授業（教科）用	オムツ	排泄指導用
	校正器・点消器・点字器	授業（教科）用	ヘッドギア	校内で使用
	専用ルーペ	授業（教科）用	姿勢保持用具	通学・校内・車内で使用
	単眼鏡	授業（教科）用	医療的ケア用具	通学・校内で使用
	枠付き下敷き	授業（教科）用	オムツ・尿とりパッド	通学・校内で使用
	意思伝達装置・会話補助装置（スイッチ類）	授業（教科）用	歩行器・車椅子	校内で使用
	歯磨き用品	授業（日常生活の指導）用	その他、通学用品として学校が認めたもの	通学用
	給食・摂食指導用品	給食指導用		
	その他、授業で使用するため、購入するように学校が認めたもの	授業用		

※ 教育課程上通常必要とする学用品、通学のために通常必要とする通学用品が支給の対象となります。

※ 自宅学習や部活動、日常生活に使用することを目的として購入するものは対象外です。

※ 区市町村の福祉事務所等からの補助を受けている場合は対象となりません。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律（抄）

（昭和 29 年 6 月 1 日法律第 144 号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一 教科用図書の購入費 二 学校給食費 三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費

四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費 五 修学旅行費 六 学用品の購入費

2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

（経費の支給）

第三条 前条第一項又は第四項の規定により国又は都道府県が支弁する経費は、当該児童又は生徒の就学する学校の校長に対して交付するものとする。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、金銭をもって当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対して支給しなければならない。ただし、政令で定める特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

第四条 省略

第五条 特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部科学大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（抄）

（昭和29年6月22日政令第157号）

（経費の範囲及び算定基準）

第一条 都道府県が、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二条第一項の規定によりその全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 一 教科用図書の購入費 | 二 学校給食費 |
| 三 通学に要する交通費 | 四 帰省に要する交通費 |
| 五 付添人の付添に要する交通費 | 六 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費 |
| 七 修学旅行費 | 八 学用品の購入費 |

（経費の支弁の基準）

第二条 都道府県が法第二条第一項の規定により支弁すべき経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等（法第二条第一項に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合
- 小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号まで、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の全額
- 二 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合
- 小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額並びに同条第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の半額
- 三 収入額が需要額の2.5倍以上の場合
- 小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第三号から第五号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額

第三条・第四条 省略

附則 省略

第1章 総 則

（事業の実施）

第1条 東京都教育委員会（以下「委員会」という。）は、都立特別支援学校、区立特別支援学校、都内に所在する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校及び私立特別支援学校（以下、「区私立特別支援学校等」という。）への幼児、児童及び生徒（以下「生徒」という。）の就学を奨励するため、保護者等に就学奨励費を支給する事業（以下「就学奨励事業」という。）を毎年度実施する。

2 就学奨励事業は、教育基本法第4条に規定する教育の機会均等の趣旨に則り、保護者等が負担すべき経費について、その負担能力の程度に応じた軽減を図り、もって特別支援教育を普及奨励することを目的とする。

3 就学奨励事業は、国庫負担金及び国庫補助金の対象となる事業（以下「国庫補助事業」という。）及び国庫補助事業に付加して東京都が独自に実施する事業（以下「都単独事業」という。）を一体として運用し、国庫補助事業に係る法令及び文部科学省通達等の基本的趣旨を踏まえ、東京都の実情に適合する合理的、かつ、効率的な事務処理体系を定めて実施する。

（要綱の趣旨）

第2条 本要綱は、前条に規定する就学奨励事業を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項について定める。

（用語の定義）

第3条 本要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）保護者等

現に生徒を扶養し若しくは監護する者又は就学に要する経費を負担する者であって、就学奨励費を支給することが適当と認める世帯の代表者をいう。

（2）児童福祉施設等

児童福祉法に定める児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）、里親等又は指定療育機関

（3）施設生

上記、児童福祉施設等に措置により入所した生徒又は委託された生徒をいう。

（4）世帯

生徒、保護者等及びこれと生計を一にすると認める者で構成する現在の同一生計世帯をいう。ただし、施設等については、児童福祉施設等を世帯とみなす。

（5）校長

生徒が在籍する学校の校長（これを代理又は代行する職にある者を含む。）をいう。

（6）所得月額

世帯の全員について、当該年度に納付すべき都道府県民税及び区市町村民税の課税の基礎となった前年中の所得金額（これと同等と認める金額を含む。）等に基づいて算出する金額をいう。

（7）需要額

世帯の全員について、保護基準額等に基づいて算出する金額をいう。

（8）受給者

第2章に定める手続を経て、就学奨励費を受給する資格を有する保護者等をいう。

（9）現物

受給者に金銭に代えて直接又は間接的に支給する有価物で、委員会が適当と認めるものをいう。

（10）肢体不自由校生

肢体不自由特別支援学校に在籍する生徒をいう。

（11）重度重複障害相当生

重度重複学級に在籍する生徒及びこれに準じて通学又は移動に当たり付添人の介助等が必要と認める生徒をいう。

(支給対象経費)

第4条 就学奨励費として支給する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 国庫補助事業

教科用図書購入費、学校給食費、通学費、交流実習交通費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費、拡大教材費、音声教材費、ICT機器購入費、修学旅行費、職場実習宿泊費、帰省費、寄宿舎用品費、寄宿舎食費、校外活動等参加費、オンライン学習通信費

(2) 都単独事業

校外活動等参加費、修学旅行費(付添人経費)、補助教材費等、帰省費、ICT機器購入費(新入生用端末)、ICT機器購入費(新入生用)等

(支給要件等)

第5条 前条に掲げる経費の支給要件は別表1のとおりとする。ただし、支給基礎額を月額、日額及び限度額内実費と規定する経費の用途金額については、委員会が別に定める。

2 委員会は、前項本文の規定にかかわらず、制度上又は手続上の制約に基づき、支給要件を一部変更することができる。

3 各経費の支給基準は、委員会が別に定める。

第2章 支弁区分

(受給の申告)

第6条 第4条の規定に掲げる経費の全部又は一部を受給する意思のある保護者等は、毎年度委員会が指定する次の各号に掲げる書類のうち、必要と認めるものを速やかに校長に提出し、経費の受給を申告しなければならない。ただし、電子申請ツールを使用して申請することにより、書類の提出があったものとみなす。

また、個人番号カードの写し等(行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。)を提出することにより、(4)又は(5)の提出があったものとみなす。

- (1) 就学奨励費の受給にかかる申請書
- (2) 就学奨励費の受給にかかる変更申請書
- (3) 就学奨励費の受給にかかる届出書
- (4) 世帯の所得月額の算定に必要な書類
- (5) 次条第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類
- (6) 支給すべき金額等の認定のために必要な書類
- (7) 支払金口座振替依頼書

(支弁区分の認定)

第7条 校長は、前条第1号から第4号までに掲げる書類に基づき、毎年度各世帯の所得月額を需要額で除した比率(小数点第3位以下切捨て。以下「所得比率」という。)を算定し、次の各号に定めるところにより、世帯の支弁区分を認定する。

- (1) I段階 所得比率が1.50未満と算定された世帯
- (2) II段階 所得比率が1.50以上2.50未満と算定された世帯
- (3) III段階 所得比率が2.50以上と算定された世帯

2 校長は、前項の規定にかかわらず、委員会が定めるところにより、次の各号のいずれかに該当すると認める世帯の支弁区分をI段階に認定することができる。

(1) 当該年度又は前年度において生活保護法に基づく保護を受けている世帯若しくは受けていた世帯又は委員会が現に保護に相当する生計状況にあると認める世帯(要保護世帯)

(2) 委員会が前号に準じる生計状況にあると認める世帯(準要保護世帯)

3 校長は、第1項の規定にかかわらず、委員会が定めるところにより、次の各号のいずれかに該当すると認める世帯の支弁区分をIII段階に認定することができる。

(1) 保護者等が自ら経費の一部の支給を辞退する世帯

(2) 前条第1号から第5号までに掲げる書類において、不正又は不備が発見され、これらを自ら是正しない世帯

4 校長は、第1項の規定にかかわらず、委員会が定めるところにより、世帯に相当する児童福祉施設等に措置により入所した生徒又は委託された生徒の支弁区分を施設等に認定することができる。

5 校長は、前3項の規定に基づく認定が適正であることの確認を得た後、支弁区分の認定を報告する書類を委員会に提出する。ただし、委員会が適当と認めるものは、この限りでない。

(支弁区分の決定)

第8条 委員会は、校長から提出された支弁区分の認定を報告する書類に基づき、世帯の支弁区分を決定し、校長に通知する。

2 前項の通知を受けた校長は、決定内容を保護者等に通知する。ただし、委員会が適当と認めるものは、これを省略することができる。

第3章 支出手続

(支給の原則)

第9条 第4条の規定に掲げる経費は、校長が受給者に支給する。

2 前項の支給は、支弁区分の認定後に行う。ただし、委員会が適当と認めるものは、この限りではない。

3 第1項の規定の支給は、委員会が別に定める場合を除き、原則として、年3回の定例払として行う。

(支給方法)

第10条 前条の規定に基づく受給者への支給方法は、委員会が定めるところにより、次の各号の一によるものとする。

(1) 口座振込による金銭の支給（以下「振込支給」という。）

(2) 現金による金銭の支給（以下「現金支給」という。）

(3) 現物の支給（以下「現物支給」という。）

2 前項に規定する現物支給とは、校長が現物を提供する者（委員会が適当と認める会計責任者を含む。以下「提供者」という。）に金銭を支払うことにより、受給者又は生徒に現物を提供することをいう。

(振込支給に係る支給手続)

第11条 振込支給する経費の支出手続は、東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号。以下「会計規則」という。）第60条及び第61条の規定に基づく口座振替の方法によるものとする。ただし、受給者の請求書は徴せず、支払額調書をもってこれに代えるものとする。

2 前項の規定に基づく事務処理については、委員会が定めるものを除き、口座情報払（集合）による支払事務取扱要領（14出会第291号）に基づき処理する。

(現金支給に係る支出手続)

第12条 現金支給する経費の支出手続は、会計規則第76条第1項第12号、第3項、第4項及び第5項の規定に基づく資金前渡によるものとする。

2 前項の規定に基づく前渡金の精算書類に添付する証明書類は、受給者が発行する領収書を必要とする。

(現物支給に係る支出手続)

第13条 現物支給する経費の支出手続は、会計規則第76条第1項第12号及び第28号、第3項、第4項並びに第5項の規定に基づく資金前渡によるものとする。

2 前項の規定に基づく前渡金の精算書に添付する書類は、原則として、提供者が発行する領収書及び受給者からの購入及び支出に関する委任状を必要とする。

(区私立特別支援学校等への資金交付)

第14条 区私立特別支援学校等に係る支出手続は、第10条第1項に規定するいずれの支給方法においても、原則として、予定額をもって校長へ資金交付する。

(実施要領への委任)

第15条 この要綱で委員会が定めるものと規定した事項及びその他のこの要綱に基づく就学奨励事業の実施に必要な事項については、就学奨励事業実施要領でこれを定める。

附 則
本要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
本要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、平成29年10月1日から適用する。

附 則
本要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、令和2年6月5日から適用する。

附 則
本要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則
本要綱は、令和7年4月1日から適用する。

身体障害者手帳・愛の手帳一覧

	種 類		身体障害者手帳	愛の手帳	
	交 付 窓 口		福祉事務所 (区市) 障害福祉担当課 (町村)	児童相談所 (18歳未満) 心障センター (18歳以上)	
第一種身体障害者(児)、 第一種知的障害者(児)	視 覚 障 害		1 級～3 級、4 級の 1		
	聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害	2 級、3 級		
		平 衡 機 能 障 害	—		
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		—		
	肢 体 不 自 由	上 肢		1 級、2 級の 1・2	
		下 肢		1 級、2 級、3 級の 1	
		体 幹		1 級～3 級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級、2 級	
	移動機能		1 級～3 級		
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1 級、3 級、4 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級、3 級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～4 級			
肝臓機能障害		1 級～4 級			
知 的 障 害			1 度 (最重度) 2 度 (重 度)		
第二種身体障害者(児)、 第二種知的障害者(児)	視 覚 障 害		4 級の 2・3、5 級、6 級		
	聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害	4 級、6 級		
		平 衡 機 能 障 害	3 級、5 級		
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		3 級、4 級		
	肢 体 不 自 由	上 肢		2 級の 3・4、3 級～7 級	
		下 肢		3 級の 2・3、4 級～7 級	
		体 幹		5 級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	3 級～7 級	
	移動機能		4 級～7 級		
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		—	
ぼうこう又は直腸の機能障害		4 級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		—			
知 的 障 害			3 度 (中度) 4 度 (軽度)		

問合せ先

御不明な点がありましたら、御連絡ください。

経営企画室 窓口取扱時間

平日 午前9時から午後5時まで

東京都立品川特別支援学校 経営企画室 学事担当

電話 03(5460)1160